

事業主の皆様へ

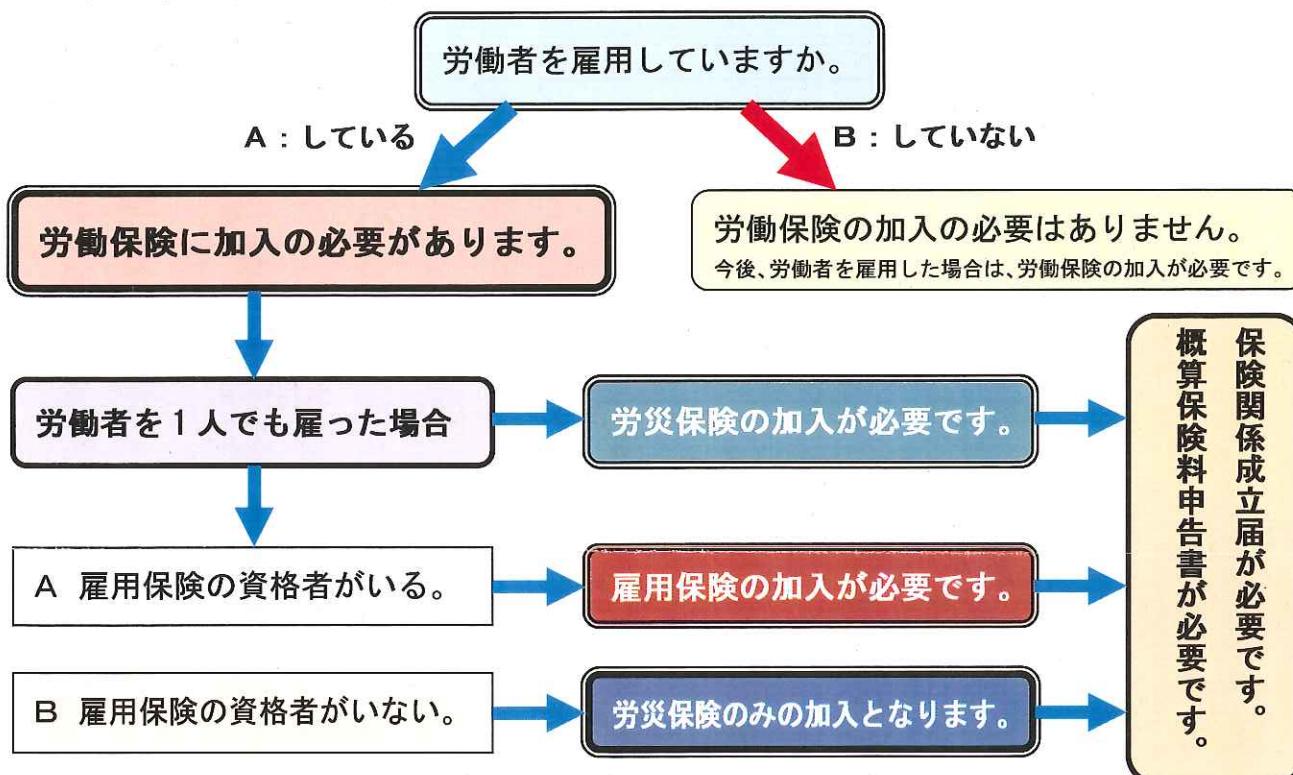
～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

労働保険の加入手続はおすすめですか！

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわりなく必ず加入することが法律で定められています。

労 動 保 険	
労 災 保 険	雇 用 保 険
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度	労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

三重労働局では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、“労働保険の未手続事業場の一掃”を重点項目に掲げ、三重県労働保険事務組合連合会と連携して、未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。



◎ 費用徴収制度

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わない期間に事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収されることになります。

◎ お問合わせ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 ☎：059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。